

東京弦月会会則

1. 名称

本会は「東京弦月会」とする。

2. 会員

本会の会員は、東京近郊に在住する宮崎県立宮崎大宮高等学校出身者（在籍したものを含む）とする。

3. 目的

本会は母校の伝統と誇りを保持し、もって会の発展と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

4. 会の運営

1) 各卒業年次の幹事 卒業年次毎に幹事を2名以上おく。

2) 役員 本会に次の役員をおく。

名誉会長	1名
顧問	若干名
会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
会計	2名
事務局幹事	若干名

(イ) 役員を選出

役員は、幹事会で選出し、会長・副会長は、総会において承認を得る。但し、期の途中で、交替、変更等があった場合には、幹事会で承認のうえ、総会で報告するものとする。

(ロ) 任期

役員任期は2年とする。

(ハ) 名誉会長

本会に名誉会長をおくことができる。名誉会長には、前会長を推戴する。

(ニ) 役員職務

会長は、会を代表し、事業推進及び付随事務を行う。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。幹事長は、会長の指揮によって事務を分掌し、幹事の協力を要請する。監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。幹事は、会長の指揮によって事務を分掌する。

3) 役員会

役員会は、常任幹事会及び幹事会とし、会長、副会長及び幹事長が必要と認められた時、随時会長がこれを召集、開催する。

4) 総会

総会は年1回とする。

5) 会員名簿の作成

会員名簿は必要に応じてこれを見直し、作成する。

6) 会報の発行

会報を随時発行し、会員に配布する。

5. 経費

1) 運営費

会員が納める年1000円の運営費（維持費）と他からの寄付金、雑収入をもってこれに充てる。

2) 会計年度

会計年度は、総会から、総会迄とする。

6. 会則の変更

会則は総会出席会員の過半数の同意を得て変更する。

7. 付記

本会則は平成17年8月20日付で改正、実施する。